

公益財団法人するが企画観光局
令和 7 年度 静岡市観光ウェブサイトリニューアル業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

静岡市観光ウェブサイトリニューアル業務の受託者を決めるため、プロポーザルを実施する。

2. 実施概要

(1)業務の名称

令和 7 年度 静岡市観光ウェブサイトリニューアル業務

(2)業務内容

令和 7 年度 静岡市観光ウェブサイトリニューアル業務仕様書(別紙1)の通り

(3)委託期間

契約締結日～令和8年 3 月 31 日(火)

(4)募集方法

公募型プロポーザル方式にて、複数の事業者からその提案内容を比較検討し、最も目的・目標達成に寄与し、費用対効果を見込むことが出来る事業者を選定する。

(5)提案限度額

18,000,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

3. 参加資格要件

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- ② 官公庁の指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 静岡市暴力団排除条例(平成25年条例第11号。以下「暴力団排除条例という」第2条各号に該当しないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者または、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

- ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者であること。
- ⑥ 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑧ 公益財団法人するが企画観光局の正会員であること、または、会員でないものは契約締結後に正会員になる意思のある者。

4. スケジュール

項目	日時等	備考
1. 公募要領の公表／公募開始	5月9日(金)	ホームページ上で公開
2. 質問書の提出期限	5月16日(金)午後1時	
3. 質問に対する回答	5月21日(水)午後5時	ホームページ上で公開
4. 審査書類提出期限	6月9日(月)午後1時	
5. 書類審査(第1次選考)	6月13日(金)	書類選考により5者程度を選考。参加者が5者に満たない場合は第1次選考を行わない。
6. 書類審査(第1次選考)結果通知	6月13日(金)	参加者全員にメールで通知
7. プレゼンテーション審査(第2次選考)	6月20日(金)	
8. 最終結果通知	6月23日(月)	参加者全員にメールで通知
9. 理事会承認	7月1日(火)	11に記載のとおり
10. 契約締結	7月1日(火)以降を予定	

※各実施日については、事務局の都合等により変更する可能性がある。

5. 質問書の提出及び回答

質問事項があれば、質問書(第1号様式)を作成し、令和7年5月16日(金)午後1時までに、下記担当者宛て電子メールにて送付すること。質問書の提出があった場合は、令和7年5月21日(水)午後5時までにホームページ上に公開する。なお質問及び回答の内容は本要領及び仕様書の追補とする。

【提出先】info@suruga-mtb.or.jp

6. 提出書類

提出締め切り日 令和7年6月9日(月)午後1時

- ① 参加表明書(第2号様式)1部
- ② 業務実績調書(第3号様式)1部
- ③ 実施体制調書(任意様式)10部

- ④ 企画提案書(任意様式)10 部
- ⑤ CMS 機能要件一覧(別紙3)10 部
- ⑥ 参考見積書(任意様式)1 部
 - ・ 金額は税込みで記載すること。
 - ・ 工程ごとの内訳を記載し、可能な限り各工程に要する人工等について記載するなど積算の根拠を示すこと。
- ⑦ 令和 8 年度以降の保守管理・運用費の参考見積書 1 部
 - ・ 金額は税込みで記載すること。
 - ・ 保守管理と運用に実施する業務内容について項目ごとに記載することとし、可能な限り各業務に要する人工等を記載するなど積算の根拠を示すこと。
 - ・ 令和 8 年度以降の保守管理・運用費は提案限度額に含めないが、審査の評価対象とする。
 - ・ 本業務の受託者は、原則として令和8年度以降の保守管理・運用業務を担うこととする。
なお令和 8 年度以降の保守管理・運用業務は別契約として年度ごとに締結する。

※①参加表明書以外の提出書類については、審査の公平性を期すため、企業名を記載せず提出すること。また、企業名が特定できるような表記をしないようにすること。

7. 審査

二段階審査方式で実施する。また、審査に当たっては当法人が指名した者を審査員とする選考会にて審査を行い、その結果をもとに決定する。なお、審査はすべて非公開とする。

(1) 書類審査(第1次選考)

書類審査は「プロポーザル審査基準(別紙2)」に基づき、提出書類の内容をもとに審査・点数化し、評価点上位5者程度を一次審査通過とする。なお、参加者が5者に満たなかった場合は、書類審査を実施しない。

①実施日および結果通知

令和7年6月13日(金)

選考結果は、全ての参加者に対し、電子メールにより通知する。

なお、結果の問い合わせには一切応じない。

(2) プレゼンテーション審査(第2次選考)

第1次選考通過者を対象に、対面でのプレゼンテーション及び質疑応答を個別に行い、「プロポーザル審査基準(別紙2)」に基づき評価点を算出する。

- ① 実施日時 令和7年6月20日(金)
※第2次審査の参加者ごとの開始時間等は、別途通知する。
- ② 場所 〒420-0837 静岡県静岡市葵区日出町 1-2 TOKAI 日出町ビル 9 階
公益財団法人するが企画観光局 会議室
- ③ 実施時間 1事業者につき30分以内(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング審査 10分以内)を予定する。
- ④ 出席者 1事業者につき、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する者 3名 までとする。
※プレゼンテーションでは審査の公正を期すために、企業名は伏せて行う。そのため、企業名が分かるような名札や社章等は外したうえで、出席すること。また企業名等が分かるような発言はしないこと。
- ⑤ 内容 プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただしこれらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等を使用した説明は許可する。この場合、パソコンは事業者が用意すること。プロジェクター・コード類・スクリーンは事務局が用意する。
※プレゼンテーション時間に説明準備時間を含むものとする。
※プレゼンテーションは制限時間を超えた場合、途中でも終了とする。
- ⑥ 審査結果 評価点の合計が最も高い者(同点の場合は、選考会の多数決により選考)を優先交渉権者とし、契約の交渉を行う。ただし、その者と契約が合意に至らない場合には、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、その企画提案を採用せず、優先交渉権者として選定しない。
ア 評価合計点総計が満点(審査員数×100 点)の 70%に満たない。
イ 審査項目「デザイン」の合計得点が項目点(審査員数×20 点)の 70%に満たない。
ウ 審査項目「サイト構造」の合計得点が項目点(審査員数×20 点)の 70%に満たない。
- ⑦ 結果通知 令和7年6月23日(月)
選考結果は、全ての参加者に対し、電子メールにより通知する。
なお、結果の問い合わせには一切応じない。

8. 企画提案書提出条件

- ① 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、こちらから要請のあったものについてはこの限りでない。
- ② 提出期限までに提出先に到達しなかった企画書は、いかなる理由をもっても受理しない。
- ③ 当法人が提示する課題に対して効果的な解決策を具体的かつ簡素に示し、評価基準と提案内容の関係が明確に判断できるようにするものとする。
- ④ 提出された企画提案書は返却しない。
- ⑤ 契約を締結した事業者の企画提案書の知的所有権は委託者に帰属するものとする。
- ⑥ ICT 及び業務スキルに長けている者でなくても評価が可能となるよう、可能な限り平易な言葉を用いること。ICT 及び業務に関する専門用語を用いすぎるを得ない箇所がある場合には、同用語の説明を本文中に記述するか、提案書付録として添付すること。

9. 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- ② この実施要領に違反した場合。
- ③ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- ④ 同一事業者につき2案以上の企画提案書等を提出したとき。
- ⑤ 本業務に係る参考見積額(消費税及び地方消費税の額を含む)が提案限度額を超えている場合。
- ⑥ 正当な理由なくプレゼンテーション、ヒアリングに応じなかった場合。
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合。

10. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本プロポーザルの実施ができないと当法人が認めるときは、プロポーザルを中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用等を公益財団法人するが企画観光局に請求することはできない。

11. 契約について

当法人は受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、当法人は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行う。

- ① 契約にあたっては、審査委員会において最も高い評価を得た事業者を委託候補者とし、提案内容に基づき仕様内容を協議の上、決定する。
- ② 委託候補者との契約締結交渉が不調となった場合又は委託候補者が失格となった場合は、次順位の事業者と契約締結交渉を行う。

- ③ 契約締結の協議が整った後、当法人理事会にて契約の承認を得た後、契約を締結するものとする。
- ④ 企画提案書等に記載され、審査で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映させる。ただし、本業務目的達成のため、必要な範囲で個別の協議により契約締結段階において、項目の追加、変更及び削除を行うことがある。したがって、委託候補者の決定をもって、企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

12. 留意事項

- ① 本提案に係る諸費用は、全て参加事業者の負担とする。
- ② 本提案の参加表明書が受理された後に、参加資格要件を満たしていないことが判明した場合は、提案等の審査は一切実施しない。
- ③ 提出された書類は、必要に応じて複製する場合がある。
- ④ 当法人が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- ⑤ 当法人が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の目的の範囲内であっても、当法人の承諾を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- ⑥ 提出された企画提案書は提出者に無断で評価以外の用途には使用しない。ただし、当法人は委託候補者に選定された参加者の企画提案書について、静岡市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
- ⑦ 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は協議により定める。
- ⑧ 令和 7 年度 静岡市観光ウェブサイトリニューアル業務仕様書(別紙1)に指定する以外の有益な独自機能を提案して差し支えない。基本、その実装に要する費用は、本プロポーザルで提案する見積金額に含むものとする。
- ⑨ 採用された企画提案書等の著作権は、公益財団法人するが企画観光局に帰属する。
- ⑩ 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- ⑪ 参加者が1者の場合であっても、本プロポーザルを中止せず、選考を実施するものとする。

13. 担当窓口・提出先

〒420-0837 静岡県静岡市葵区日出町 1-2 TOKAI 日出町ビル 9 階
公益財団法人するが企画観光局(担当:地域グループ 松本)
電話:054-251-5880 FAX:054-205-3639
E-mail:info@suruga-mtb.or.jp